

装技計第12551号
令和6年7月9日

整備計画局防衛計画課長
統合幕僚監部首席後方補給官
陸上幕僚監部防衛部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部防衛部長 殿
情報本部計画部長
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁プロジェクト管理部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁技術戦略部長
(公印省略)

ブロック化開発の実施要領について（通知）

標記について、装備品等の研究開発の実施要領について（装技計第12383号。令和6年7月5日。以下「通達」という。）別紙の第9第1項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和6年7月12日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：防衛装備庁装備政策部長、調達管理部長

ブロック化開発の実施要領

1 実施要領の目的

本実施要領は、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号。以下「訓令」という。）第23条第1号に規定するブロック化開発の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 ブロック化開発の概要及び基本的な流れ

ブロック化開発は、装備品等を機能や性能ごとに分割（ブロック化）し、装備品等の最終段階（最終的に要求する機能・性能を全て満たす段階）に至らない中途段階（最終的に要求する機能・性能の一部を満たす段階）からこれら機能・性能を段階的に実装し装備化することにより、各自衛隊等（訓令第2条第2号に規定する各自衛隊等をいう。以下同じ。）の早期の能力獲得及び適時の能力向上を図ることを目的とした複数の装備品等の開発事業から構成されるプログラムである。

ブロック化開発の基本的な流れは、次のとおりである。

- (1) 防衛装備庁は、求められる機能・性能の全てを満たす装備品等（以下「最終型装備品等」という。）の開発に先立ち、可能な限り早期に機能・性能の一部を満たす装備品等（以下「早期初期型装備品等」という。）の開発を実施する。
- (2) 防衛装備庁は、前号の開発の実施結果及び各自衛隊等の要求等を踏まえ、早期初期型装備品等の機能・性能を向上させた装備品等の開発又は最終型装備品等の開発を段階的に実施する。ただし、前号及びこの号の各開発は、必要に応じて同時並行的に実施する。
- (3) 各自衛隊等は、前2号の各開発が終了した場合は、速やかに当該装備品等の部隊使用の適否を判断し、部隊使用の承認手続き等所要の措置を行う。

3 ブロック化開発の実施要領

ブロック化開発の実施に当たっては、以下に示す要領によるものとする。

(1) ブロック化開発の開始

ア 各自衛隊等の提案による実施

- (ア) 各幕僚長等（訓令第2条第1号に規定する各幕僚長等をいう。以下同じ。）の指定する者は、通達別紙の第5第5項及び第6項の規定に基づき、ブロック化開発とする理由、ブロック化開発（構成される一連の開発事業）の概要及び各段階での運用構想・装備構想等の必要な事項（作成時点で明確化することができない事項を除く。）を見積もることができる範囲内で記載

した装備品等研究開発見積依頼を作成又は修正し、防衛装備庁技術戦略部長（以下「技術戦略部長」という。）に提出するものとする。

(イ) 研究開発計画実施主体（通達別紙の第2第2号に規定する研究開発計画実施主体をいう。以下同じ。）は、前(ア)の装備品等研究開発見積依頼に対し、通達別紙の第5第7項の規定に基づき、ブロック化開発を構成する一連の開発事業全体及び個別の開発事業の装備品等研究開発見積りの案を作成又は修正し、防衛装備庁プロジェクト管理部長（以下「プロジェクト管理部長」という。）の了承を得た上で、技術戦略部長に通知するものとする。ただし、一連の開発事業全体の当該見積りは、通達別紙の別記様式第4の複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発プログラムについての記載事項により作成し、個別の開発事業の当該見積りは、作成時点で明確化することができる事業に限るものとする。

(ウ) 技術戦略部長は、通知された当該見積りの案を踏まえ、装備品等研究開発見積りを作成又は修正し、各幕僚長等の指定する者に提出するとともにプロジェクト管理部長に通知するものとする。

(エ) 各幕僚長等の指定する者は、当該見積りの提出を受けた場合は、通達別紙の第5第10項及び第11項の規定に基づき、ブロック化開発に係る装備品等研究開発要求を作成又は修正し、技術戦略部長に提出するものとする。

イ 防衛装備庁の提案による実施

(ア) 研究開発計画実施主体は、各自衛隊等の担当部署との協議結果を踏まえ、通達別紙の第5第8項及び第9項の規定に基づき、ブロック化開発を構成する一連の開発事業全体及び個別の開発事業の装備品等研究開発見積りの案を作成又は修正し、プロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長に通知するものとする。ただし、一連の開発事業全体の当該見積りは、通達別紙の別記様式第4の複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発プログラムについての記載事項により作成し、個別の開発事業の当該見積りは、作成時点で明確化することができる事業に限るものとする。

(イ) 技術戦略部長は、通知された当該見積りの案を踏まえ、装備品等研究開発見積りを作成し、各幕僚長等の指定する者に提出するとともにプロジェクト管理部長に通知するものとする。

(ウ) 各幕僚長等の指定する者は、当該見積りの提出を受け防衛装備庁が提案するブロック化開発を要求する場合は、通達別紙の第5第10項及び第11項の規定に基づき、ブロック化開発に係る装備品等研究開発要求を作成し、技術戦略部長に提出するものとする。

(2) ブロック化開発の変更

技術戦略部長及びプロジェクト管理部長又は各幕僚長等の指定する者は、実

施中の装備品等の研究開発について、ブロック化開発で実施することが適当と認める場合は、前号及び次号を準用し、当該研究開発のブロック化開発への変更の実施するものとする。ただし、緊急性等を要する場合には、前号の手続は省略できるものとする。

(3) 計画の作成

ア 研究開発計画実施主体は、通達別紙の第6の規定に基づき、ブロック化開発を構成する一連の開発事業全体及び個別の開発事業の年度業務計画の案を作成又は修正し、プロジェクト管理部長の了承を得た上で、技術戦略部長に送付するものとする。ただし、一連の開発事業全体の当該計画は、通達別紙の別記様式第8の複数の装備品等の研究又は開発から構成される研究開発プログラムについての記載事項により作成し、個別の開発事業の当該計画は、作成時点で明確化することができる事業に限るものとする。

イ 技術戦略部長は、送付された当該計画の案を踏まえ、年度業務計画を作成又は修正し、関係する各幕僚長等の指定する者、研究開発計画実施主体及びプロジェクト管理部長に通知するものとする。ブロック化開発の計画は、個別の開発事業の成果や各自衛隊等の要求等を踏まえ、適宜見直すこととし、見直しを行った場合は、年度業務計画等に反映させるものとする。

(4) ブロック化開発の実施及び装備化

研究開発計画実施主体は、前号の計画に基づき、個別の開発事業を段階的に実施するとともに、各自衛隊等は、当該研究開発の成果物である試作品が部隊の使用に適すると判断した場合は、逐次速やかに訓令第18条又は装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛庁訓令第74号）第4条に規定する部隊使用の承認手続等所要の措置を行うものとする。

4 雑則

この通知の施行前にブロック化開発として着手している開発事業については、原則として第3項第1号の規定は適用しないものとする。